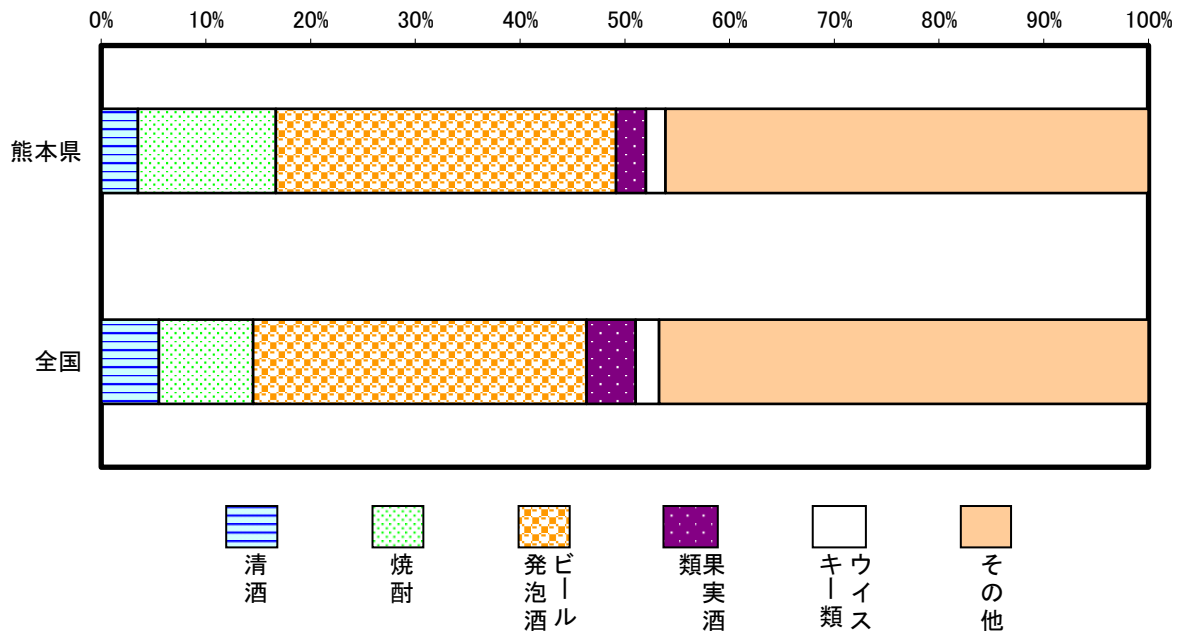


酒類別消費量の構成比(令和3年度)



※ 「その他」には、みりん、原料用アルコール・スピリッツ、リキュールが含まれる

解 説

【概要】

令和3年度の熊本県の酒類消費量に占める「ビール・発泡酒」の割合は、29.8%だった前年から増加し32.5%となった。一方「第三のビール」の分類であるリキュールを含む「その他」の割合が、前年の48.9%から減少し46.1%となった。

本県の特徴としては、全国に比べ「焼酎」の占める割合が大きく、全国9.0%に対し熊本県13.2%となっている。反面、「清酒」の割合が小さく、全国5.5%に対し熊本県3.5%である。

県内消費動向を平成10年度と比較すると、「果実酒類」、「ウイスキー類」及び「その他」以外の酒類はすべて減少している。

○酒類消費（販売）数量

調査年度1年間における酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。なお、全国計に、沖縄県分は含まれていない。

○千人当たりビール・発泡酒消費量

ビール・発泡酒年間消費量÷人口（20歳以上）×1,000

○千人当たり清酒消費量

清酒及び合成清酒年間消費量÷人口（20歳以上）×1,000

○千人当たり焼酎消費量

焼酎年間消費量÷人口（20歳以上）×1,000

資料出所	調査期日	調査周期
「間接税 酒税」 国税庁	令和3年度	毎年